

# 令和6年度 青森県・藤崎町 連携融資制度

藤崎町では、青森県が実施する次の特別保証融資制度を利用する方のうち、一定の要件を満たしている方に対し、信用保証料の補助を行います。

## 青森県「青森新時代」への架け橋資金「創業する事業」

- 対象者** 次のいずれにも該当する中小企業者
- ・青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱2(1)①又は②「創業する事業」により融資を受けていること
  - ・新たに事業を開始しようとする、または事業を開始して5年に満たないこと
  - ・町内に住所を有する、又は町内に主たる事業所を有すること
  - ・町税等の滞納がないこと
- 対象融資額** 1,000万円以内
- 対象融資期間** 運転資金10年以内(うち据置期間2年以内)  
設備資金15年以内(うち据置期間3年以内)  
※ただし2(1)①の対象融資期間は運転資金・設備資金とも10年以内(うち据置期間1年以内)
- 補助内容** 県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補助  
※ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料の0.25%又は0.45%に相当する額及び2(1)①に係る保証料の0.2%に相当する額は補助対象外とする。

## 青森県「青森新時代」への架け橋資金「賃金引上げに資する取組」

- 対象者** 次のいずれにも該当する中小企業者
- ・青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱2(4)⑤「賃金引上げに資する取組」により融資を受けていること
  - ・町内に住所を有する、又は町内に主たる事業所を有すること
  - ・町税等の滞納がないこと
- 対象融資額** 1,000万円以内
- 対象融資期間** 運転資金10年以内(うち据置期間2年以内)  
設備資金15年以内(うち据置期間3年以内)
- 補助内容** 県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補助  
※ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料の0.25%又は0.45%に相当する額は補助対象外とする。

## 青森県「青森新時代」への架け橋資金「物流の2024年問題の解決への取組」

- 対象者** 次のいずれにも該当する中小企業者
- ・青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱2(4)⑥「物流の2024年問題の解決への取組」により融資を受けていること
  - ・町内に住所を有する、又は町内に主たる事業所を有すること
  - ・町税等の滞納がないこと
- 対象融資額** 1,000万円以内
- 対象融資期間** 運転資金10年以内(うち据置期間2年以内)  
設備資金15年以内(うち据置期間3年以内)
- 補助内容** 県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補助  
※ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料の0.25%又は0.45%に相当する額は補助対象外とする。

### <実施期間>

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※予算の都合により、保証料補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し、青森県特別保証融資制度を利用することは可能です。

### <お問い合わせ先>

○信用保証料補助に関すること … 藤崎町経営戦略課 電話 0172-88-8258

○青森県特別保証融資制度に関すること… 青森県商工政策課 電話 017-734-9368

○信用保証料に関すること … 青森県信用保証協会弘前支所 電話 0172-32-1331

### <連携融資制度に関するQ&A>

Q1. 融資額が1,000万円を超える場合または対象融資期間\*を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A1. 補助対象となる融資は、「融資額1,000万円以内かつ対象融資期間以内」に限られます。ただし、例えば、融資額1,500万円（対象融資期間以内）を希望する場合に、補助対象となる1,000万円の融資と補助対象外の500万円の融資の2口に分けることで、当該1,000万円の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

\*対象融資期間・・・運転資金10年以内（据置期間2年）・設備資金15年以内（据置期間3年）

※ただし、青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱2（1）①「創業する事業」の対象融資期間は運転資金・設備資金とも10年以内（据置期間1年）

Q2. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A2. 青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込みください。なお、お申込みの際は、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料の補助対象者であることを確認できる書類（法人の登記事項証明書など）を併せてご提出ください。

Q3. 藤崎町に本社又は主たる事業所（個人の場合は住所）がありますが、町外の事業所の事業資金に対する融資について信用保証料の補助を受けることができますか？

A3. 信用保証料の補助対象となる融資は、町内に住所を置く事業所の事業資金に限られます。本店の登記（個人の場合は住所）が藤崎町にあっても、町外の事業所に係る事業資金は原則として対象になりません。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

〔 青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工組合中央金庫、東日本信用漁業協同組合連合会 〕